

第2次芦屋町環境基本計画（案）

2023年11月時点

芦屋町



A scenic view of a river valley, likely the Tone River, with cherry blossoms in the foreground and mountains in the background. The text "はじめに" is overlaid on the upper left portion of the image.

はじめに

令和6年3月

芦屋町長 波多野 茂丸

第2次芦屋町環境基本計画

目次

第1章 計画の改定にあたって	1
1. 計画改定の目的.....	2
2. 計画の性格と役割.....	2
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	4
第2章 芦屋町の概要	5
1. 地勢.....	6
2. 気象.....	7
3. 動植物の分布状況や土地利用の状況.....	8
4. 人口.....	10
5. 産業.....	11
(1) 産業構造.....	11
(2) 農業.....	12
(3) 水産業.....	13
(4) 商工業.....	14
6. 上水道.....	15
7. 下水道.....	15
8. 廃棄物処理.....	16
9. 温室効果ガス排出量.....	17
第3章 計画改定の背景	19
1. 環境をめぐる社会の動向.....	20
(1) 国際的な取り組み.....	20
(2) 日本の取り組み.....	24
(3) 福岡県の取り組み.....	27
(4) 芦屋町の取り組み.....	29
2. 第1次計画の実績と評価.....	30
(1) 施策の実施状況と数値目標の達成状況.....	30
(2) 身近な環境に対する住民の評価.....	33
(3) 環境関連施策に対する住民の評価.....	35

第4章 環境づくりの基本方針37

1. 良好な環境の保全に向けて 38
2. 目指す環境像 39
3. 環境目標 40
4. 各主体の行動指針 41

第5章 施策の展開43

- 施策体系図 44
1. 自然環境 豊かな自然環境を次世代へと継承します 46
 - (1) 森林や海岸などの自然の保全 46
 - (2) 動植物の生息・生育環境の保全 47
 2. 生活環境 安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めます 50
 - (1) 大気質の保全 50
 - (2) 水質の保全 52
 - (3) 騒音・振動対策 54
 - (4) 循環型社会の形成 55
 3. 快適環境 快適な地域環境を創出します 58
 - (1) 緑とのふれあいの確保 58
 - (2) 良好な水辺空間の創出 60
 - (3) 良好な都市景観の形成 62
 - (4) 歴史的資源の保全・活用 63
 4. 地球環境 気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進めます 66
 - (1) 省エネルギーの推進 66
 - (2) 再生可能エネルギーの活用推進 67
 - (3) 気候変動適応策の推進 68
 5. 環境教育・意識 環境意識を高め、協働による環境づくりを進めます 69
 - (1) 環境教育・環境学習の推進 69
 - (2) 環境保全活動の推進 70

第6章 計画の推進73

1. 計画の推進体制 74
 - (1) 環境審議会 74
 - (2) 環境美化推進委員会 74
 - (3) 住民、事業者との協働 74
 - (4) 広域的な連携 74
2. 計画の進行管理 76
 - (1) 進行管理の方法 76
 - (2) 計画の周知 76

第 1 章

計画の改定にあたって

1. 計画改定の目的	2
2. 計画の性格と役割	2
3. 計画の対象	3
4. 計画の期間	4

1. 計画改定の目的

近年のライフスタイル・社会経済活動の変化は、豊かさや便利さをもたらす一方で、大量生産・大量消費などにより、ごみや都市美観などの地域の課題から、地球温暖化¹、生物多様性²などの地球規模の問題まで、複雑・多様化した環境問題が顕著化してきています。

芦屋町においても遠賀川から流れ出るごみや芦屋海岸の飛砂の問題、住民の環境に対するモラルの低下などにより、地域の実情に即した身近な環境保全に関する取り組みが求められています。

また、地球温暖化に伴う異常気象といった地球規模での問題の解決のため、地域として負える責任を果たしていくことも、国際社会から求められています。

このような背景を踏まえ、さまざまな主体（住民・事業者・町）が連携・協力し、町の環境課題に取り組むための基本的な指針として『第2次芦屋町環境基本計画』を策定します。

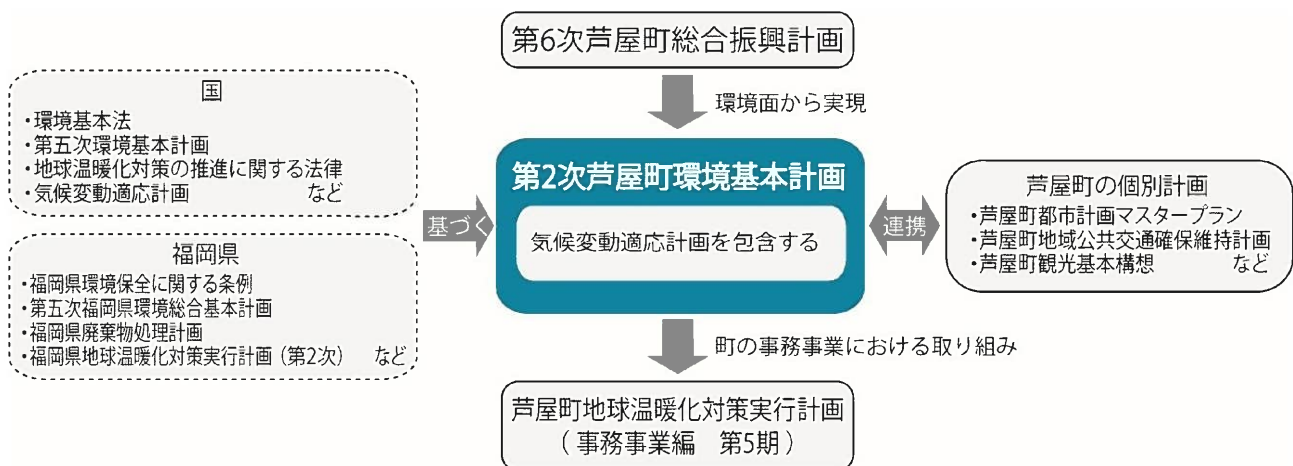
2. 計画の性格と役割

第2次芦屋町環境基本計画（以下、「本計画」）は、環境基本法第7条に定める地方公共団体の責務に基づいて策定され、住民・事業者・町の連携・協力のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

また、国や福岡県の関係法・関係条例や関連計画を踏まえながら、第6次芦屋町総合振興計画を環境面から支援・実現する計画として位置づけます。

なお、本計画は、気候変動適応法第12条に基づいて自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るために定める「芦屋町気候変動適応計画」を包含するものとします。

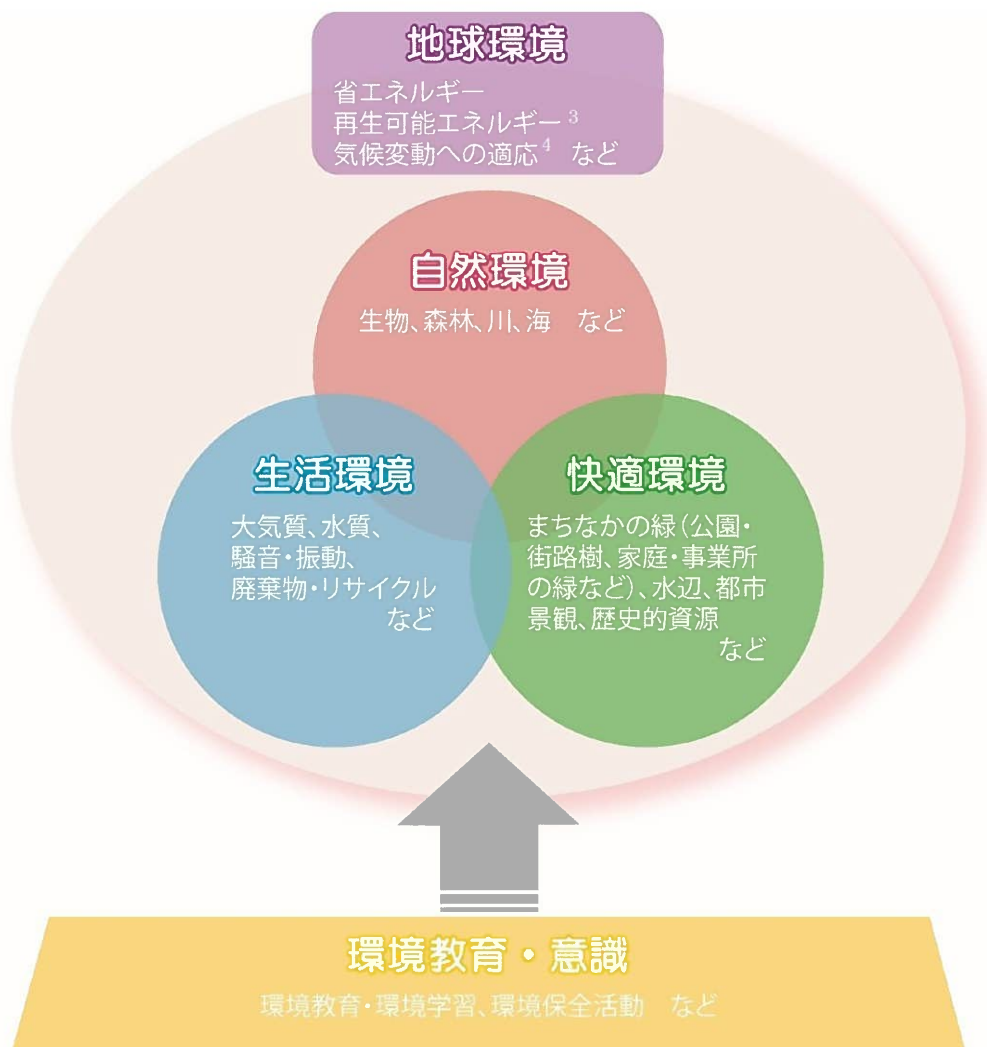
◆計画の位置づけ



3. 計画の対象

本計画は、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境とそれらを支える環境教育・意識を対象とします。

◆計画の対象



¹ 【地球温暖化】地球温暖化対策の推進に関する法律では、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気および海水の温度が追加的に上昇する現象」と定義されています。

² 【生物多様性】生物は、約40億年におよぶ進化の過程で分化し、生息場所に応じた相互関係を築いてきました。その中ですべての生物の間に違い(多様性)が生まれました。生物が有するこのような多様性を生物多様性と呼びます。生物多様性には、①種内の多様性(遺伝子の多様性)、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがあります。

³ 【再生可能エネルギー】自然界に存在し、枯渇しないで永続的に利用可能なエネルギーです。太陽光、太陽熱、風力、地熱、水力、バイオマス、温度差エネルギー、海洋エネルギーなどが該当します。

⁴ 【気候変動への適応】気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する(または気候変動の好影響を増長させる)ことです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 10 年間とします。環境問題は社会情勢の変化や科学技術の進歩に伴って大きく変化することが予想されます。また、複数年にわたる計画であるため、策定時には想定していなかった事態の発生や、その対応から進行管理上の調整が必要となることも考えられます。そこで、令和 10 年度（2029 年度）の中間年度に計画の見直しを行います。

◆計画の期間



第2章

芦屋町の概要

1. 地勢.....	6
2. 気象.....	7
3. 動植物の分布状況や土地利用の状況	8
4. 人口.....	10
5. 産業.....	11
6. 上水道.....	15
7. 下水道.....	15
8. 廃棄物処理.....	16
9. 温室効果ガス排出量.....	17

1. 地勢

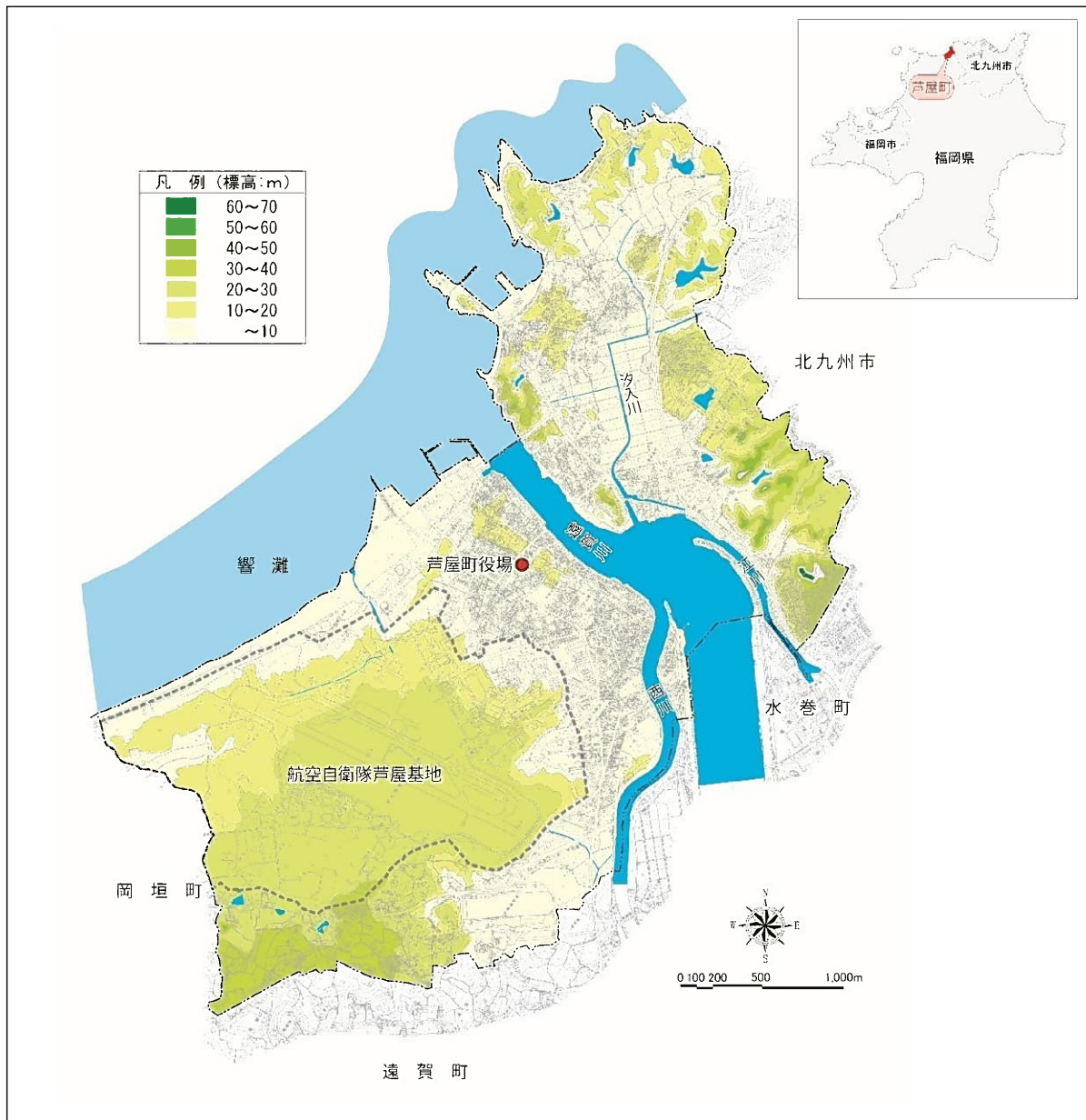
芦屋町は、福岡県の北端（北緯 33° 53、東経 130° 40）に位置し、東西 4.4 km、南北 5.3 km、行政面積 11.58km²の町域です。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の 3分の1 を占めているため、実質的な行政面積は約 7.55 km²となります。

町の北東部から北西部にかけては、響灘に面する美しく変化に富んだ海岸線となっており、遠賀川の両岸に市街地が形成されています。また、北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高 60 m 未満の丘陵地帯となっています。町内を流れる主な河川は、遠賀川、西川、江川、汐入川です。

古くから河川と海を結ぶ交通の要衝として栄えた芦屋町では、古代には『日本書紀』に記され、中世には名高い芦屋釜を生み出し、近世には芦屋の旅行商人が全国に伊万里焼を広めるなど、日本の歴史や文化史において芦屋の果たした役割は小さくありません。

明治 22（1889）年の町村制施行により芦屋村と山鹿村が誕生し、明治 24（1891）年に芦屋村が芦屋町となり、明治 38（1905）年に芦屋町と山鹿村が合併して現在の芦屋町となりました。

◆地勢図

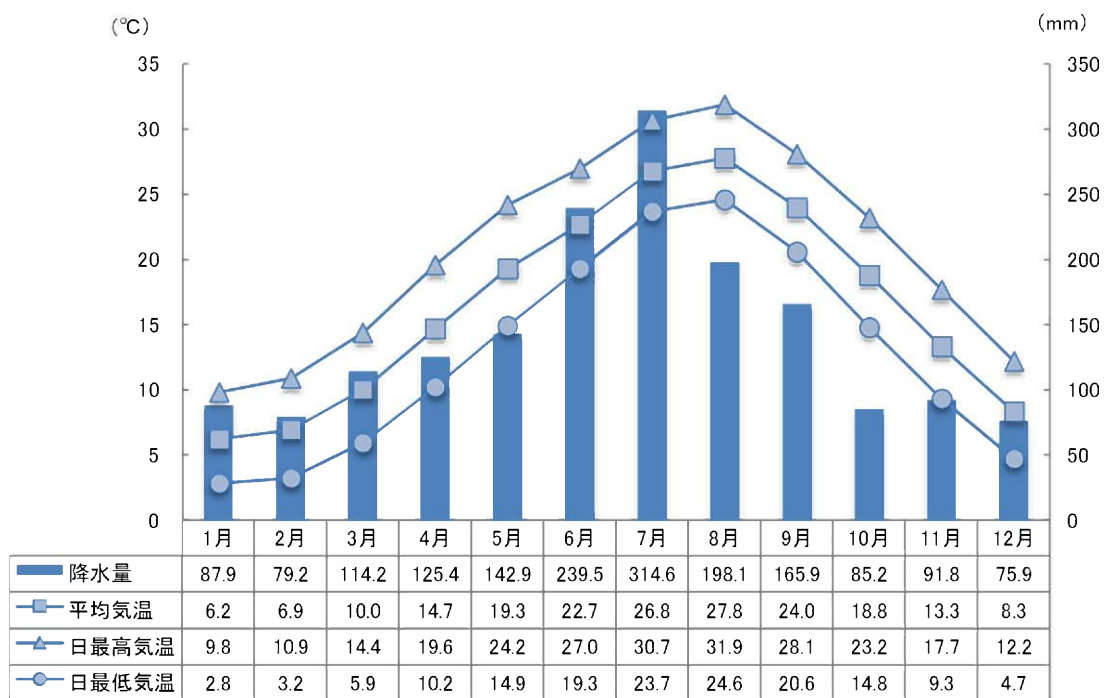


2. 気象

芦屋町に最も近い福岡管区気象台八幡アメダス観測所の気象データの平年値（平成3年～令和2年の30年間の平均値）の値をみると、年間の平均降水量は1,720.5mm、平均気温は16.6℃、平均風速は2.1m/s、平均日照時間は1,835.7時間となっています。

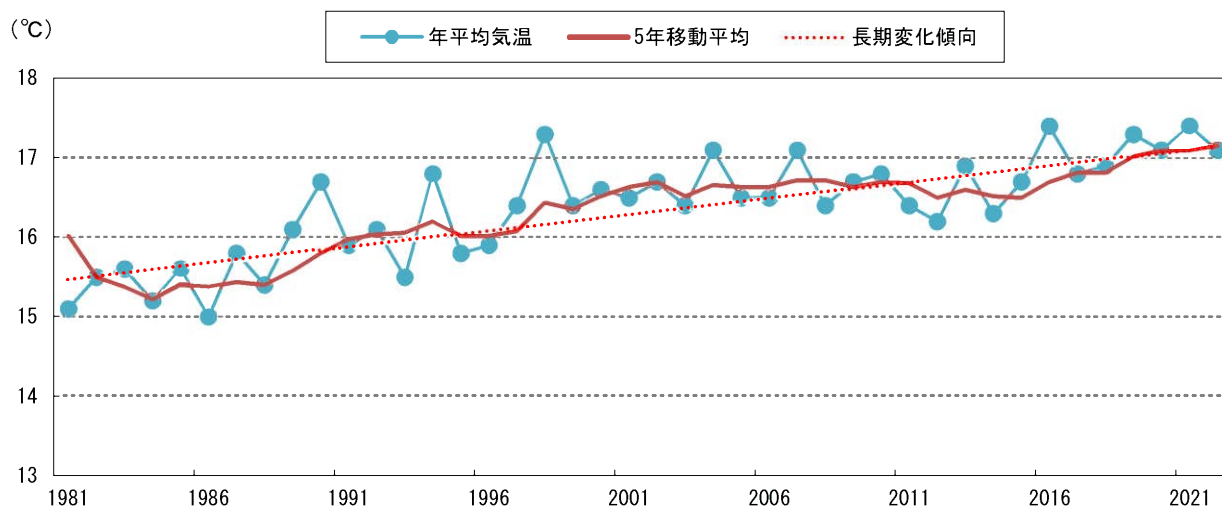
また、年平均気温の長期的変化傾向をみると、過去30年間で平均気温が1.1℃上昇しています。

◆月別気温、降水量の平年値



資料：気象統計情報、気象庁

◆過去30年間における気温の変化



資料：気象統計情報、気象庁

3. 動植物の分布状況や土地利用の状況

芦屋町では、「福岡県の希少野生生物⁶」に掲載されている種のうち、ハヤブサ、ニホンイトヨ（降海型）などの動物やクロマツ群落などの植物が確認されています。

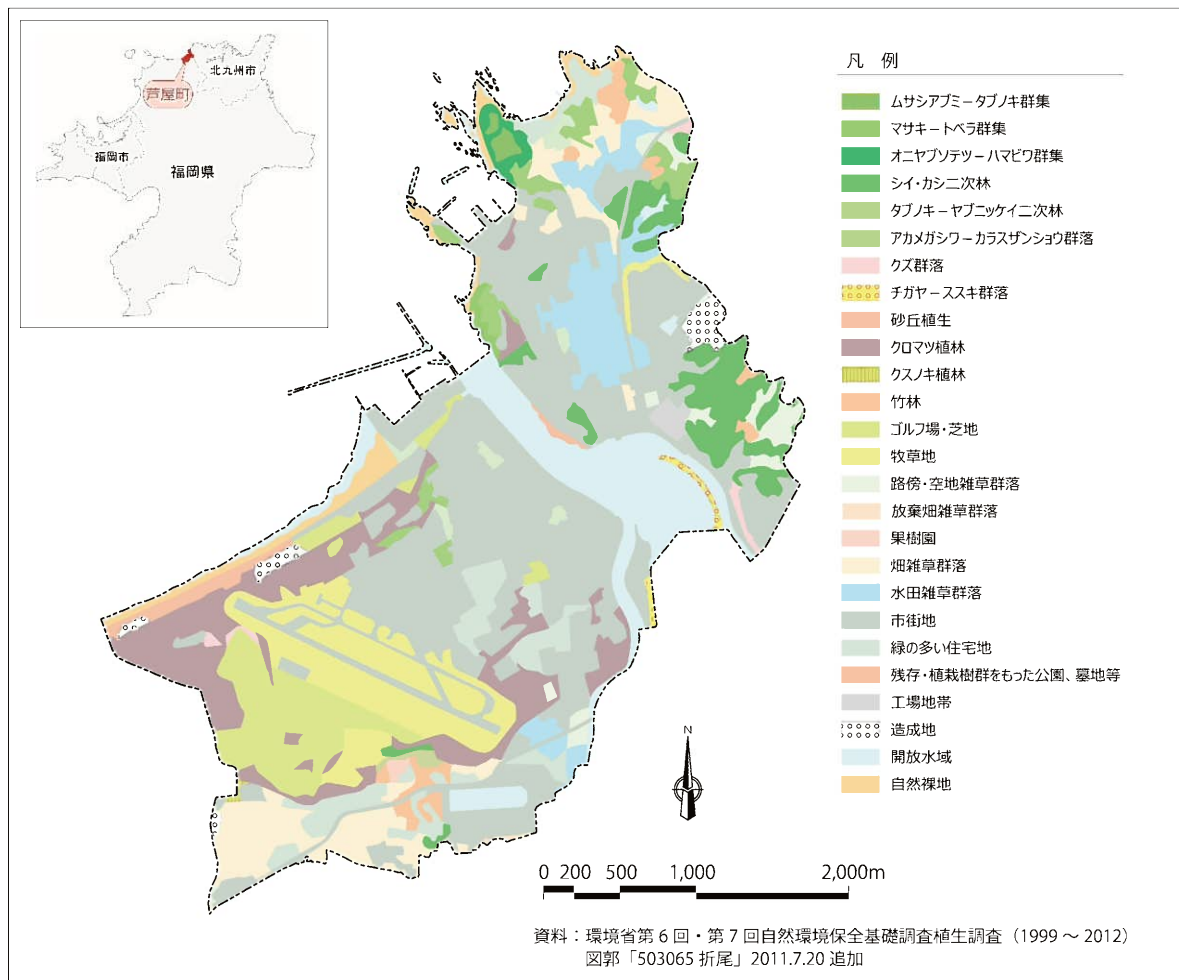
また、夏井ヶ浜周辺に自生しているはまゆうは九州における自生の北限として福岡県の天然記念物に指定されています。

町内の植生の状況を見ると、クロマツ植林が海岸沿いなどに分布しており、ヤブコウジースダジイ群集が狩尾岬に分布しています。また、シイ・カシ萌芽林が山鹿から江川台の一带に分布しています。汐入川周辺には、まとまった水田雑草群落広がっています。

森林に関する法指定状況を見ると、海岸沿いの森林を中心に保安林の指定がなされています。保安林などでは、松林の保護を目的とした松くい虫防除や植栽が実施されています。

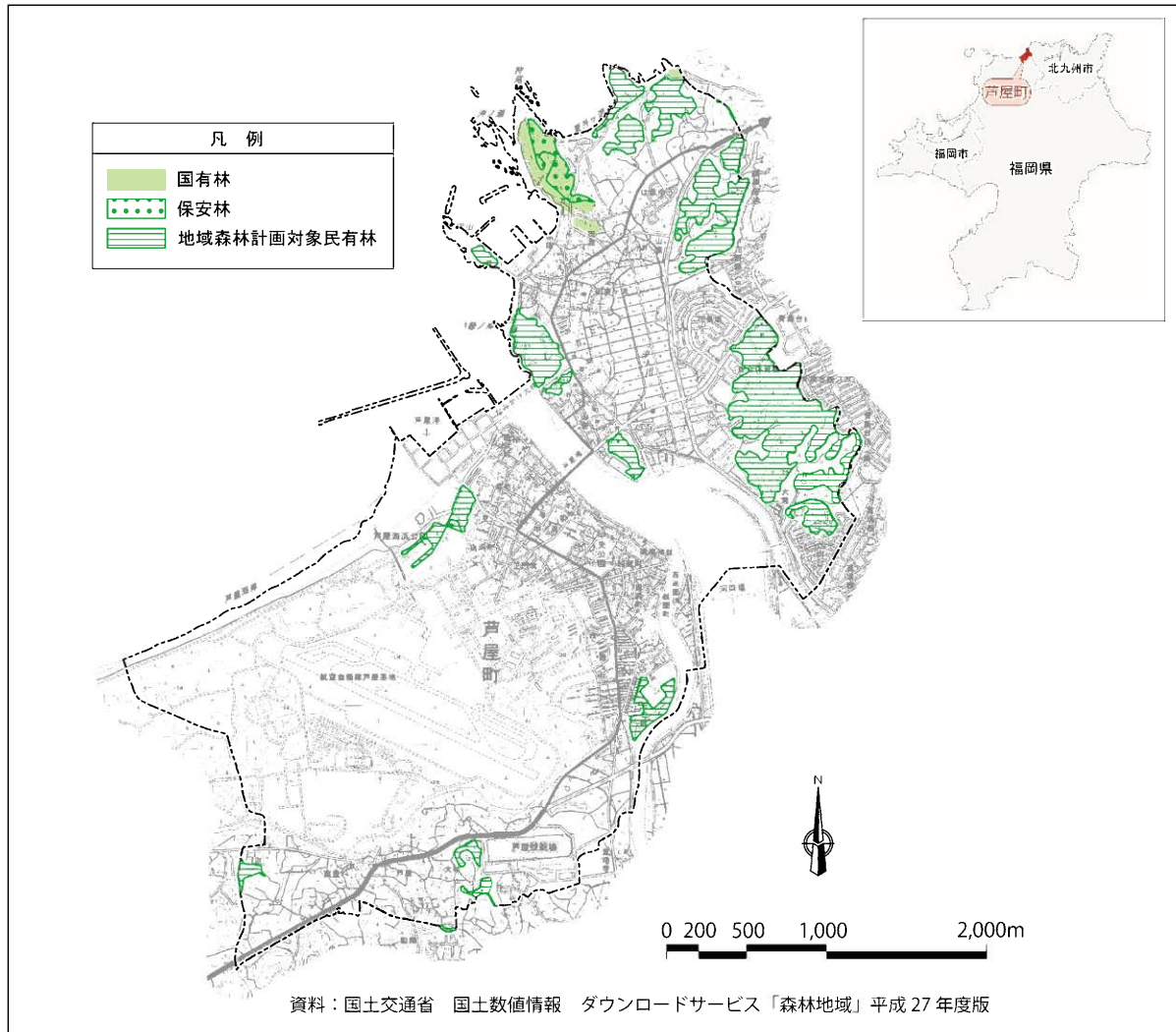
また、私有地の地目別土地利用面積は、近年、変化はゆるやかになっているものの、経年的な傾向として田や畑が減少し、宅地が増加しています。令和2年の内訳を見ると、宅地が45.2%で最も多くの割合を占めており、山林14.3%、畑13.9%、田12.7%などとなっています。

◆植生図

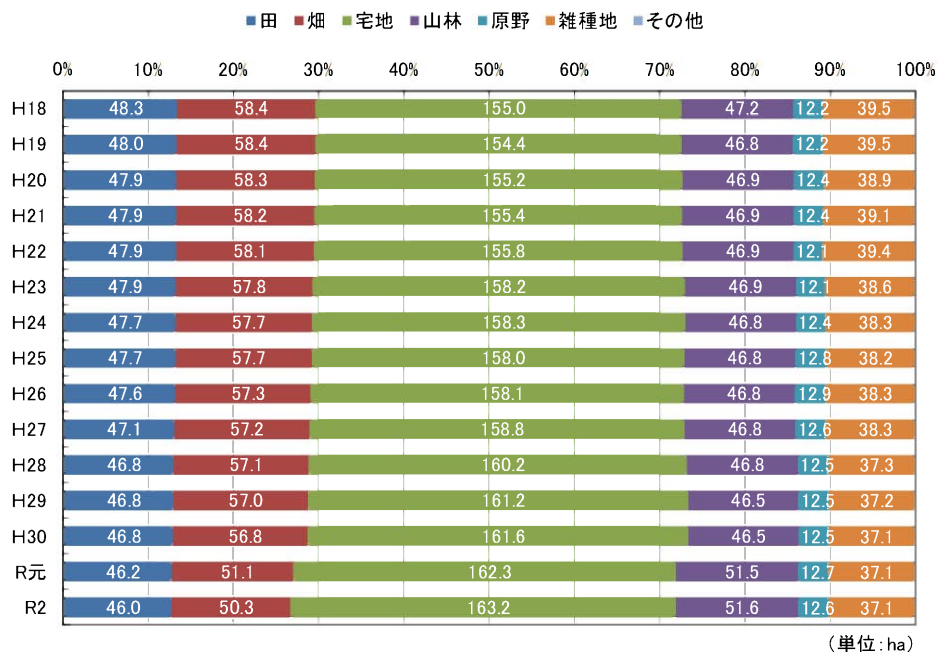


⁶ 【福岡県の希少野生生物】福岡県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、県民が希少野生生物への理解を深めるとともに、保全対策の資料として役立つために作成された冊子です。福岡県は平成2001（平成13）年3月に「福岡県の希少野生生物ー福岡県レッドデータブック2001ー」を発行しました。その後、レッドデータブックの見直しに取りかかり、植物群落、植物、哺乳類、鳥類については、2011（平成23）年11月に改訂されました。爬虫類、両生類、魚類、陸・淡水産貝類、昆虫類、甲殻類・その他については2014（平成26）年度に改訂されました。

◆森林に関する法指定状況



◆民有地の地目別土地利用面積の推移



資料：福岡県統計年鑑、区市町村支援課

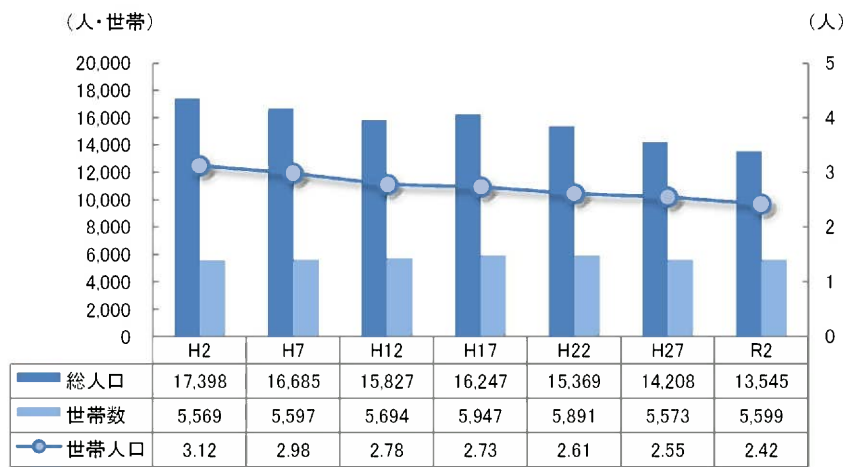
4. 人口

国勢調査によると、令和2年の芦屋町の人口は13,545人で、世帯数は5,599世帯です。人口は平成7年以降減少し、花美坂団地の開発により、平成17年時点で増加したものの、平成22年以降再び減少しています。世帯数は平成7年以降平成17年時点まで増加しましたが、平成22年以降減少傾向にあります。

また、平成7年以降高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）が徐々に高まっており、令和2年時点で32.2%となっています。

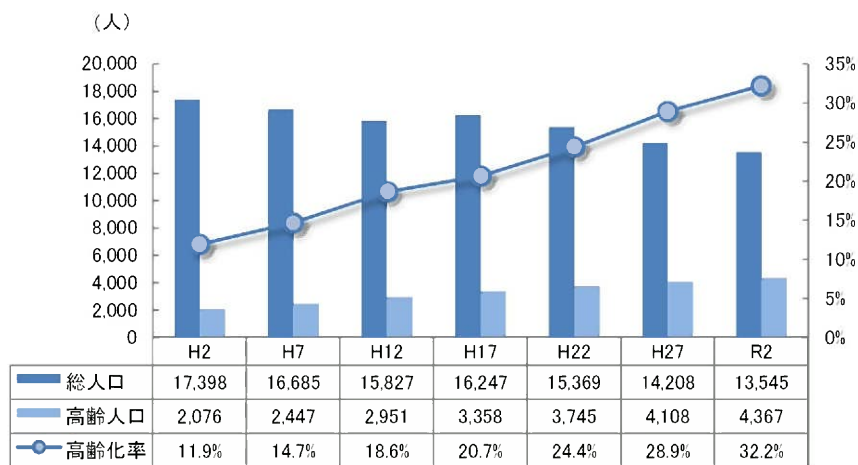
芦屋町の人口動態（福岡県の人口と世帯年報）をみると、平成29年以降社会減（転出が転入を上回る）、自然増（出生が死亡を上回る）の状態が続いています。

◆人口、世帯数の推移



資料：国勢調査

◆高齢化率の推移



資料：国勢調査

5. 産業

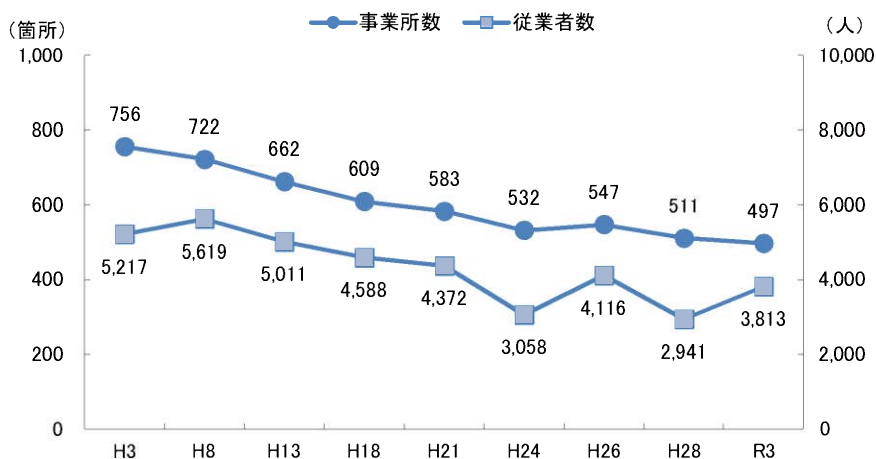
(1) 産業構造

芦屋町の事業所数、従業者数は年によって増減はあるものの、平成8年以降減少傾向にあります。令和3年の事業所数は497箇所、第3次産業が81.3%（414箇所）を占めており、第2次産業は18.7%（93箇所）、第1次産業（個人経営は除く）は0%（0箇所）です。

産業中分類別にみると、卸売、小売業が20.7%（103箇所）で最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業17.7%（88箇所）、建設業13.7%（68箇所）などとなっています。

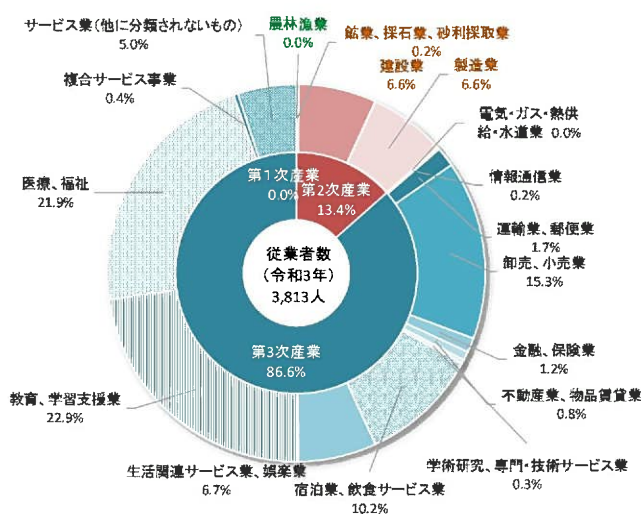
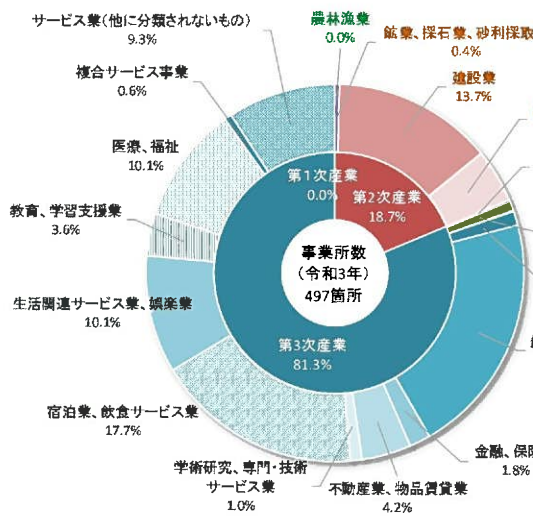
令和3年の従業者数は3,813人で第3次産業が86.6%（3,296人）を占めており、第2次産業は13.4%（512人）、第1次産業（個人経営は除く）は0%（0人）です。産業中分類別にみると、教育、学習支援業が22.9%（872人）で最も多く、次いで医療、福祉21.9%（833人）、卸売、小売業15.3%（584人）などとなっています。

◆事業所数、従業者数の推移



資料：H3～H21(事業所・企業統計調査)、H21・H26(経済センサス-基礎調査)、H24・H28・R2(経済センサス-活動調査)、総務省統計局

◆事業所数、従業者数（令和3年）



※四捨五入の関係で円グラフの合計が100%にならない場合もあります。

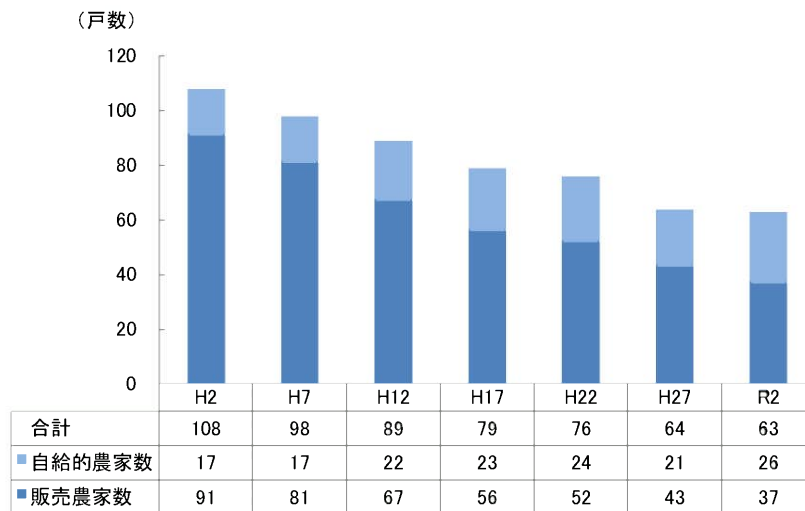
資料：総務省統計局「令和3年経済センサス活動調査」

(2) 農業

芦屋町では、山鹿耕地で水稻・青ねぎなど、芦屋台地でキャベツ・はくさい・赤しそなどが生産されています。青ねぎ（かおりっこ）や赤しそ（芳香しそ）はブランド化され、直売所への出荷や学校給食への供給など、地産地消が進んでいます。

しかし、芦屋町の農家数、経営耕地面積は農業就業者の高齢化や離農などにより平成7年以降減少しています。

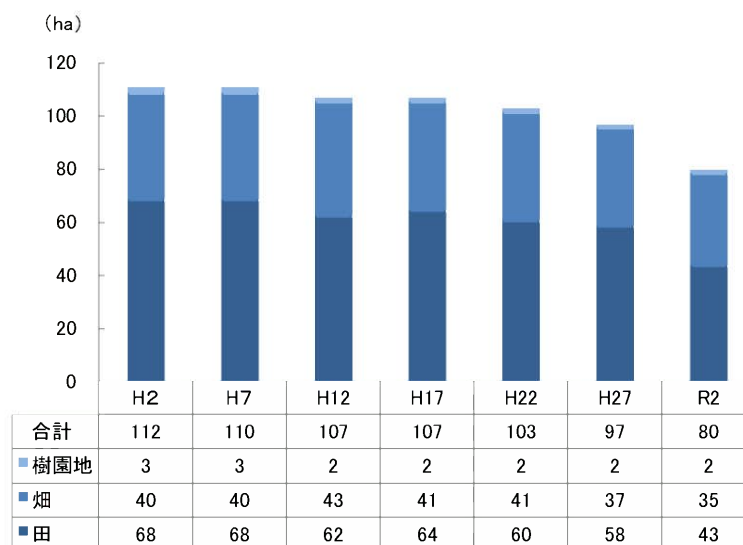
◆農家数の推移



資料：農林業センサス、農林水産省

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

◆経営耕地面積の推移



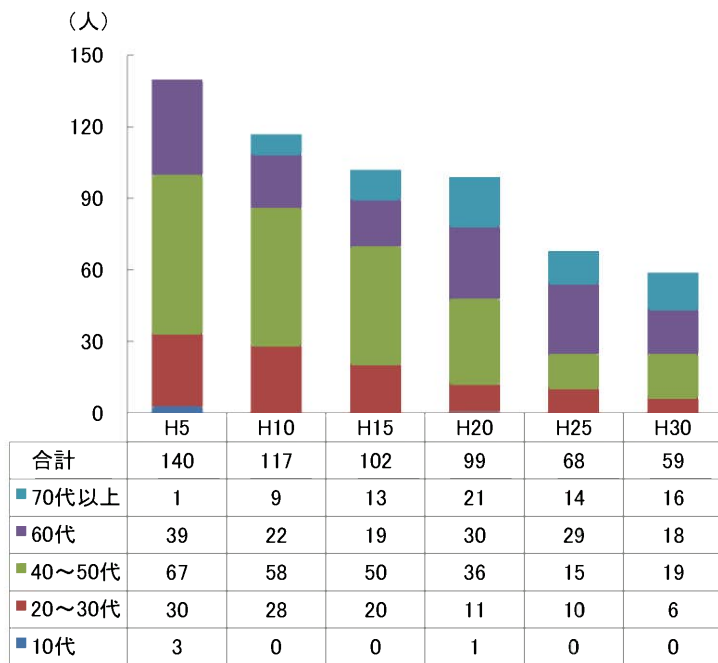
資料：農林業センサス、農林水産省

※四捨五入の関係で個々の積み上げと合計が一致しない場合があります

(3) 水産業

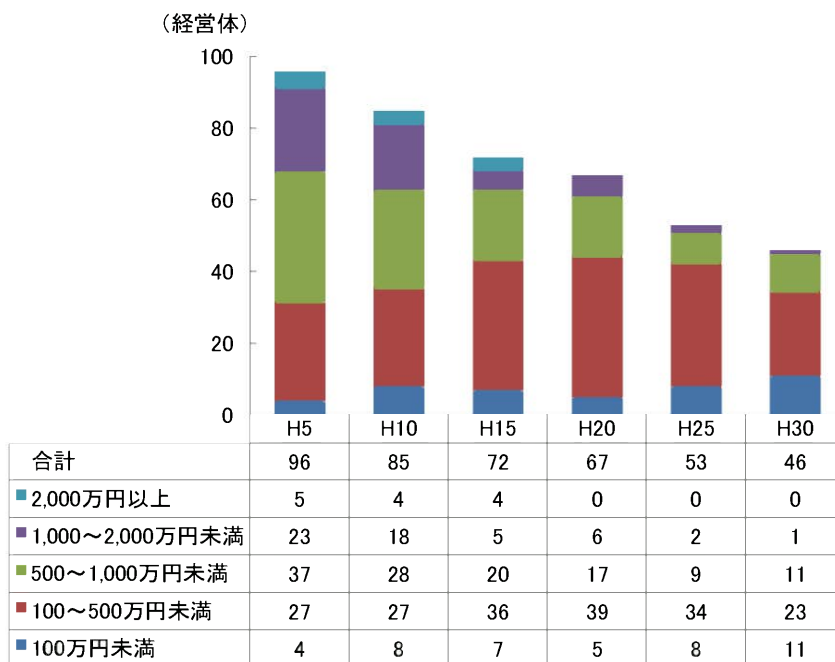
芦屋町では、漁業就業者数が年々減少し、就業者の高齢化が進んでいます。また、漁獲金額別経営体数は平成15年時点では2,000万円以上が4つの経営体がありましたが、平成20年以降はゼロとなっています。

◆年代別就業者数の推移



資料：漁業センサス、農林水産省

◆漁獲金額別経営体数の推移

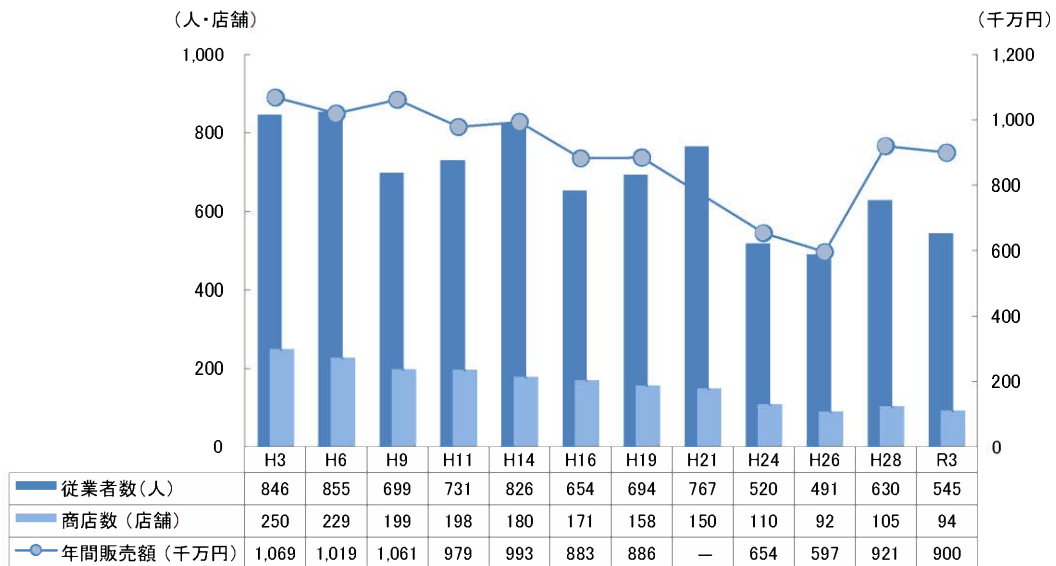


資料：漁業センサス、農林水産省

(4) 商工業

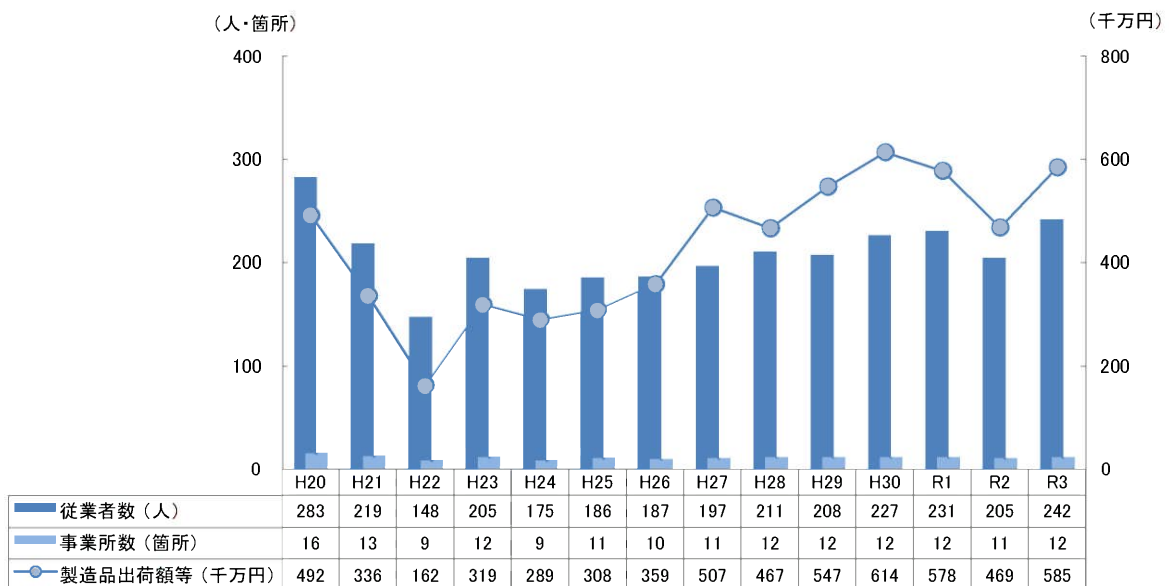
芦屋町の卸売、小売業の店舗数、従業者数は、年による増減はみられるものの減少傾向にあります。年間販売額も平成26年までは減少傾向にあり、平成28年には増加しましたが、令和3年には減少しています。また、製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額は、平成23年以降は増加傾向にあり、令和2年度に減少したものの令和3年度には増加しています。

◆卸売、小売業関連指標の推移



資料：商業統計調査、経済センサ基礎調査(H21)、経済センサ活動調査(H24,H28)、
経済センサ基礎調査「商業統計調査」(H26)、経済産業省
※H21経済センサ基礎調査は事業所数及び従業者数のみ

◆製造業関連指標の推移

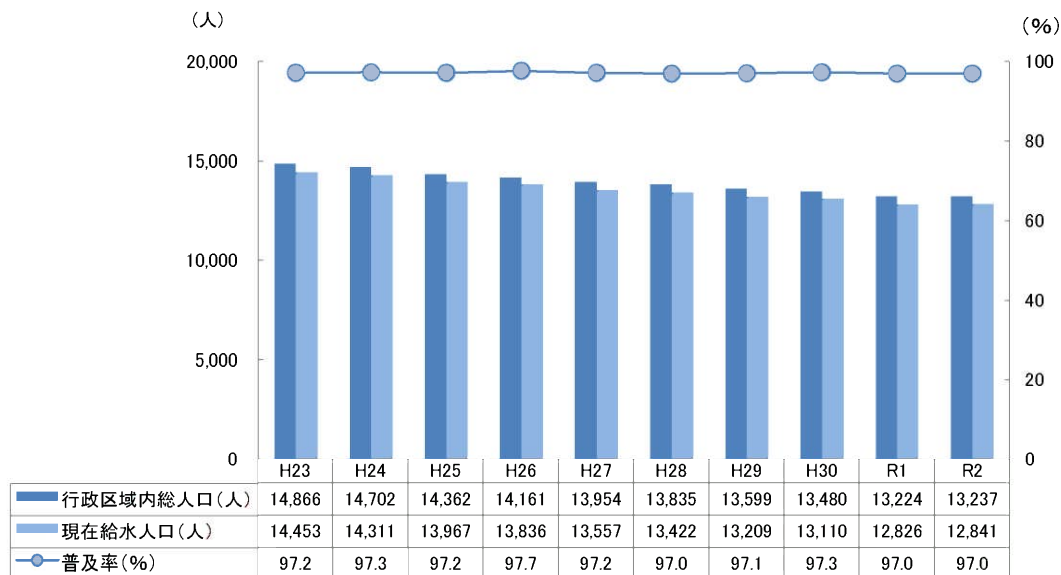


資料：工業統計調査、平成28年経済センサ-活動調査(H27)、平成29年工業統計調査(H28)、経済産業省

6. 上水道

芦屋町の上水道事業は、平成19年度に北九州市水道局と業務統合され、安全な水が安定的に供給されています。水道普及率は令和3年度時点で97.0%となっています。

◆給水人口および水道普及率の推移

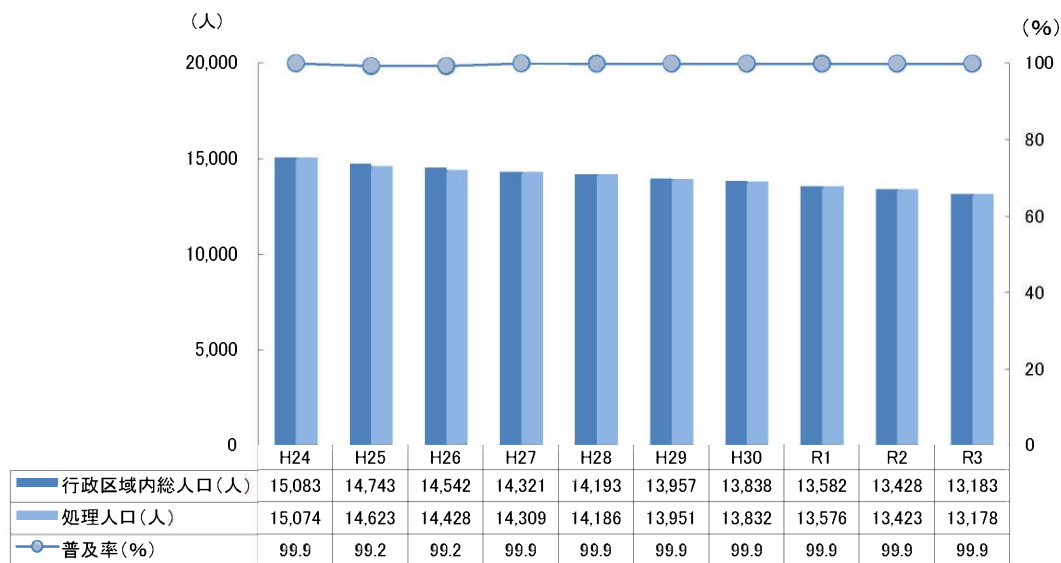


資料：福岡県の水道、県水資源対策課

7. 下水道

芦屋町の下水道事業は、平成12年度に町全域の整備が完了しており、長寿命化計画に基づいて管渠の補修や、芦屋町浄化センターおよび中ノ浜ポンプ場などの改築更新に計画的に取り組んでいます。下水道普及率は令和3年度現在99.9%となっています。

◆処理人口および下水道普及率の推移



※行政区域内人口：H25までは翌年3月31日現在、H26以降は翌年1月1日現在の住民基本台帳人口。
普及率=処理人口/行政区域内総人口（H26以降は「福岡県の下水道」の普及率を使用した）

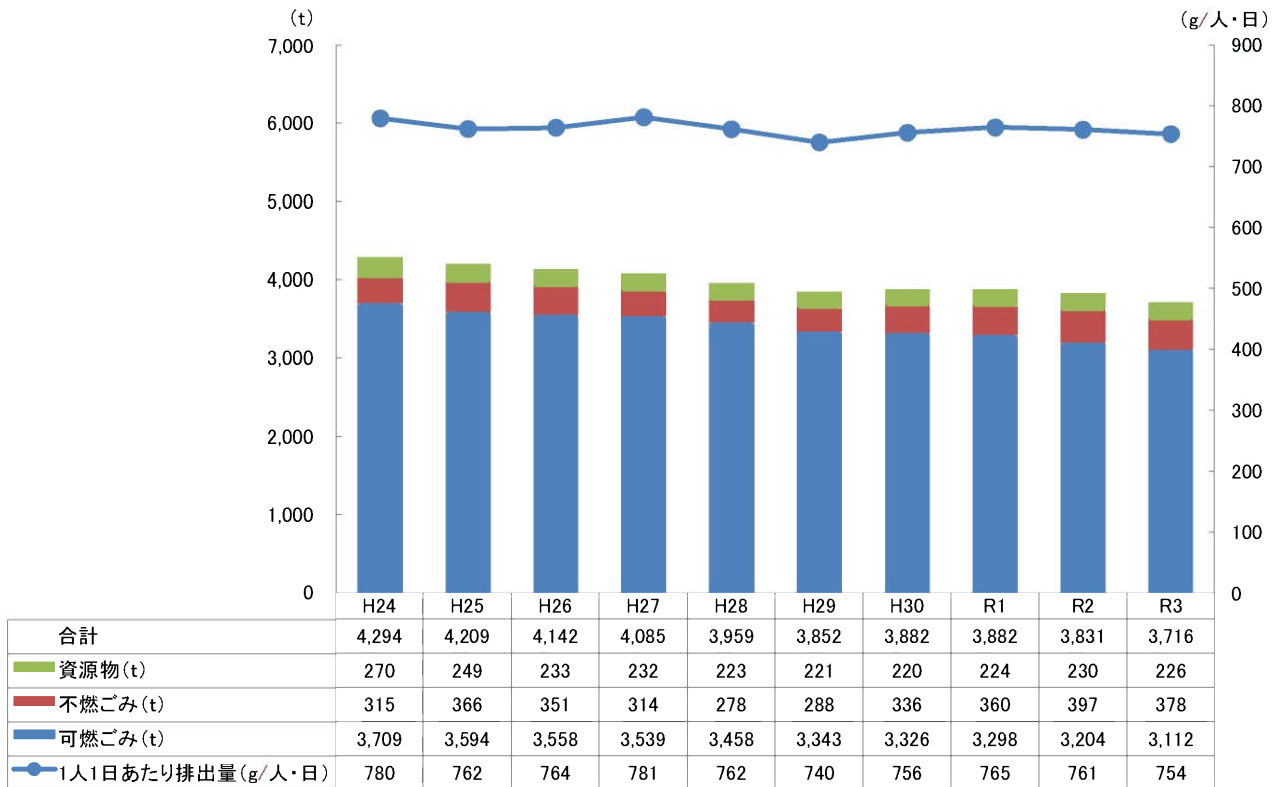
資料：福岡県の下水道、県下水道課

8. 廃棄物処理

芦屋町から排出される一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の合計）の推移（過去10年間）をみると、減少傾向にあります。

種類別にみると可燃ごみは減少傾向、不燃ごみは近年やや増加傾向、資源物は横ばいの傾向にあります。1人1日あたりの年間排出量は、ほぼ横ばいの傾向にあります。令和3年度現在では754g/人・日となっています。

◆ごみ排出量の推移



資料：遠賀・中間地域広域行政事務組合

9. 温室効果ガス排出量

地球温暖化は主に私たちの生活や事業活動に伴って排出される温室効果ガスによってもたらされています。中でもエネルギー消費によって排出される二酸化炭素が温室効果ガス排出量の大部分（9割程度）を占めています。したがって、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

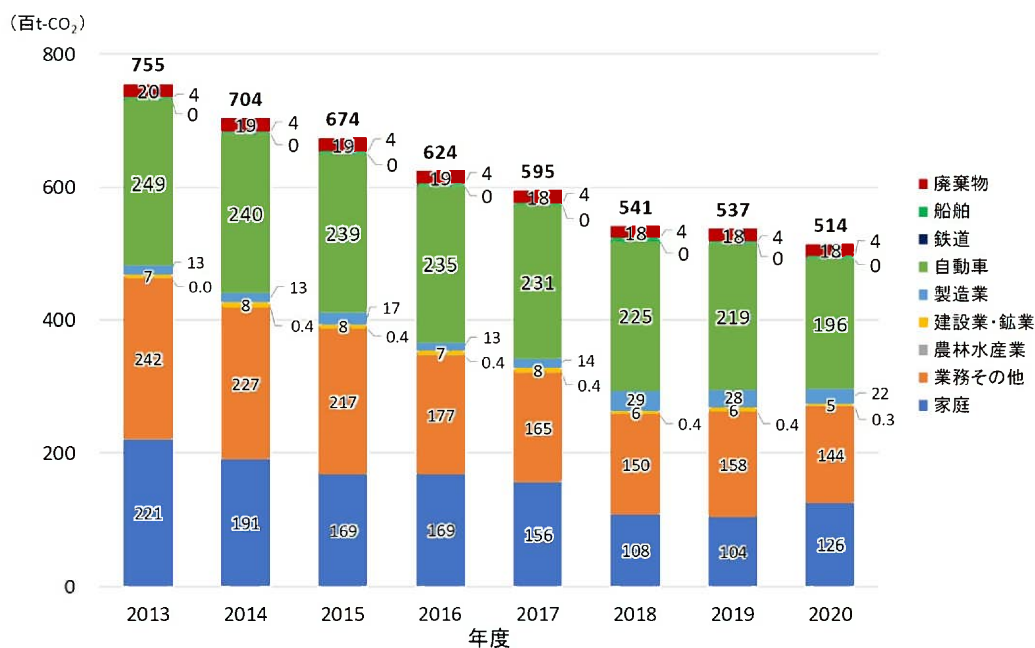
町域内の二酸化炭素排出量は、減少傾向にあり、2020年度時点で51,450t-CO₂です。2020年度の二酸化炭素排出量の内訳をみると、運輸部門が39%を占めており、業務その他部門が28%、家庭部門が24%、産業部門が5%、廃棄物部門（一般廃棄物）が4%となっています。

全国の二酸化炭素排出量と比較すると芦屋町の場合、運輸部門の割合が大きく、産業部門の割合が小さくなっていることが特徴です。

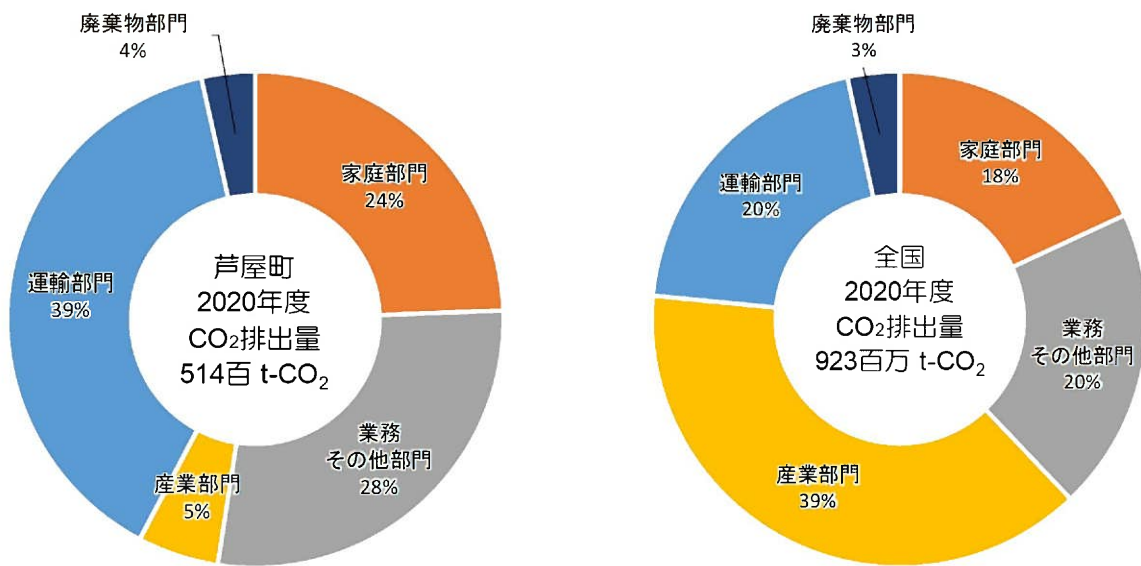
◆二酸化炭素排出量の推移

部門	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)								2020年度の部門別割合	2013年度からの増減率
	2013 (H25)年度	2014 (H26)年度	2015 (H27)年度	2016 (H28)年度	2017 (H29)年度	2018 (H30)年度	2019 (R元)年度	2020 (R2)年度		
産業部門	1,974	2,188	2,516	2,093	2,157	3,586	3,405	2,718	5.3%	37.7%
製造業	1,307	1,298	1,712	1,313	1,357	2,908	2,759	2,217	4.3%	69.6%
建設業・鉱業	667	846	760	739	759	641	609	472	0.9%	-29.2%
農林水産業	0	44	44	41	41	37	37	29	0.1%	-93.0%
業務その他部門	24,205	22,716	21,740	17,679	16,461	15,019	15,772	14,423	28.0%	100.0%
家庭部門	22,063	19,126	16,911	16,930	15,581	10,784	10,422	12,559	24.4%	-40.4%
運輸部門	25,292	24,396	24,259	23,850	23,452	22,931	20,326	19,948	38.8%	-43.1%
自動車	24,907	24,012	23,875	23,466	23,068	22,547	21,942	19,563	38.0%	-21.1%
鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	-21.5%
船舶	384	384	384	384	384	384	384	384	0.7%	0.0%
廃棄物分野 (一般廃棄物の焼却)	1,985	1,947	1,940	1,864	1,804	1,816	1,814	1,803	3.5%	-9.2%
合計	75,518	70,374	67,366	62,417	59,455	54,136	53,739	51,450	100.0%	-31.9%

◆二酸化炭素排出量の推移



◆二酸化炭素排出量の部門別割合（全国との比較、2020（令和2）年度）



※全国の割合のうち、芦屋町に関連しない「エネルギー転換部門」、「工業プロセス部門」、「その他」は除いています。

芦屋町

全国

第 3 章

計画改定の背景

1. 環境をめぐる社会の動向 20
2. 第 1 次計画の実績と評価 30

1. 環境をめぐる社会の動向

(1) 国際的な取り組み

私たちは物質的に豊かで便利な生活を享受しています。一方で私たちのこの便利な生活は過剰な地球環境資源の活用により成り立っています。近年、各種研究機関の報告により、人の活動に起因する地球環境の悪化が深刻化し、地球が本来持っている環境容量の限界に近づいているとの認識が高まってきました。

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が人間活動によって引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。このアジェンダの中核をなすのが「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)」で、環境と経済、人間社会全体のあり方を切り離せないものとして一体的に向上させていくこと、その際「誰一人取り残さない」ことを宣言したものです。

アジェンダ採択以降、各国、地方行政が独自のスタイルでの取り組みを進めており、本町においても各種計画にこの考え方を取り入れています。

コラム

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2030アジェンダでは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための、先進国と開発途上国が共に取り組むべき17のゴールと169のターゲットを設定した「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げている。SDGsのゴールとターゲットは相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決したり、一つの行動によって複数の側面に利益を生み出すことのできる構造となっています。環境の視点からみると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動を存続させるための方向性を示すものといえる。

世界を変えるための17の目標



[資料：国際連合広報センター (2018.08.01 現在)]

①地球温暖化問題

地球温暖化は次世代におよぼす影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存に関わる最も重要な環境問題の一つです。

2015年12月の気候変動枠組条約⁸第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、全ての参加国が自国の決定する目標に向けて取り組みを実施する画期的なもので、地球の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することで、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することを目指しています。

2023年3月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）⁷の第6次評価報告書統合報告書によると、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850年から1900年を基準とした世界平均気温は2011年から2020年に1.1℃の温暖化に達した」としています。また、「地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する」、「温暖化を1.5℃又は2℃に抑制しうるかは、主にCO₂排出正味ゼロを達成する時期までの累積排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる」、「全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じており、この10年に行う選択や実施する対策が現在から数千年先まで影響を持つ」としており、地球温暖化対策としての緩和策・適応策の重要性がより一層高まっています。

◆地球温暖化問題に関する国際的な取り組み

年	主な取り組み
2015 (H27) 年	●気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を採択
2016 (H28) 年	●気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）でパリ協定の実施指針等を2018年までに策定することを合意
2017 (H29) 年	●気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）でパリ協定の実施指針をCOP24で合意に導くための交渉の実施
2018 (H30) 年	●気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）でパリ協定の実施指針を採択 ●IPCCが「1.5℃特別報告書」を公表
2019 (R元) 年	●気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）でロス&ダメージ（気候変動の影響に伴う損失及び損害）に関するワルシャワ国際メカニズム（リスク管理に関する知見の共有等を促進するもの）のレビューを実施
2021 (R3) 年	●気候サミットで参加各国が2030年を目標年とする「自国の貢献する決定（NDC）」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取組を発表 ●気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）でパリ協定の市場メカニズムの実施指針、透明性枠組みの報告様式、NDC実施の共通の機関（共通時間枠）等の重要議題で合意に至り、パリルールブックが完成
2022 (R4) 年	●気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）「シャルム・エル・シェイク実施計画」、「緩和作業計画」を採択
2023 (R5) 年	●IPCC第6次評価報告書統合報告書公表

⁷ 【気候変動に関する政府間パネル（IPCC）】人為起源による気候変化、影響、適応および緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（昭和63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織です。

⁸ 【気候変動枠組条約】温暖化ガスの増加に伴う地球温暖化など、気候変動を防止するための枠組みを定めた国際条約です。1992（平成4）年5月に国連総会で採択され、同年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）では155か国が同条約に署名、1994（平成6）年に発効しました。大気中の温暖化濃度の安定化を「究極の目標」とする一方、当面の対応する枠組みを定め、先進工業国が資金面、技術面などで発展途上国を支援することを義務づけています。

②廃棄物問題

2050年における世界全体の廃棄物の量は、経済成長と人口増加に伴い、2000年の2倍以上になる見通しです。国連環境計画（UNEP）⁹が設立した持続可能な資源管理に関する国際パネル（IRP）¹⁰では、世界規模で資源消費が急増していることから、資源利用の削減と、これに伴う環境影響の低減が必要であるとしています。

資源・エネルギーや食糧需要の増大、プラスチックをはじめとした廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。2021年2月には世界全体での循環経済への公正な移行などを目指して、各国政府や国際的な機関・団体が結集する「循環経済及び資源効率性に関するグローバルアライアンス（GACERE）」が立ち上がり、サーキュラーエコノミーと気候変動に関する調査報告書の公表などを実施しています。

また、2022年に開催された第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）において、海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会（INC）を立ち上げる決議が採択されました。

◆廃棄物問題に関する国際的な取り組み

年	主な取り組み
2018（H30）年	●G7ハリファックス環境・海洋・エネルギー大臣会合で「海洋プラスチックごみに対処するためのG7イノベーションチャレンジ」採択
2019（R元）年	●G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で「G20海洋プラスチックごみ対策実施得枠組」合意 ●G20大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意
2021（R3）年	●「循環経済及び資源効率性に関するグローバルアライアンス（GACERE）」設立
2020（R4）年	●第5回国連環境総会再開セッションで（UNE5.2）で「海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会（INC）を立ち上げる決議」を採択
2023（R5）年	●G7広島サミットの首脳コミュニケで「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにするという野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」をコミット

⁹【国連環境計画（UNEP）】環境分野を対象に国連活動・国際協力活動を行う機関で、1972（昭和47）年6月に設立されました。取り扱う分野は、オゾン層保護、有害廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や貴金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護など多岐にわたっています。

¹⁰【持続可能な資源管理に関する国際パネル（IRP）】天然資源を利用し環境影響に関する科学的評価の提供や環境影響を少なくする方法への理解を深めることを目的につくられた組織です。

③生物多様性問題

2020年9月に生物多様性条約¹¹事務局が公表した地球規模生物多様性概況第5版¹²では、2020年までの世界全体の目標である20の愛知目標のうち、6つの目標が部分的に達成されたが、完全に達成された目標はないと評価しており、2050年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて、生物多様性損失の要因への対応や保全再生の取組に加え、気候変動対策や持続可能な生産と消費などの様々な分野の取組を連携させていくことが必要と指摘しています。

また、2020年に国際自然保護連合（IUCN）¹³が公表したレッドリストによると、全評価種の27%以上に当たる4万2,100種以上が絶滅の危機にあります。

こうした中、2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）がカナダのモンリオールで開催されました。COP15では、2020年までの世界目標である愛知目標の後継として「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択されました。

昆明・モンリオール生物多様性枠組では、2050年ビジョンを愛知目標に引き続き「自然と共生する世界」とし、2030年ミッションとして「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられるとともに、2030年までの行動目標として30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標）をはじめとする23個のグローバルターゲットが設定されました。

◆生物多様性問題に関する国際的な取り組み

年	主な取り組み
2018 (H30) 年	●生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）開催。生物多様性の主流化、2050年以降の新たな生物多様性の世界目標に関する準備プロセス、生物多様性と気候変動等について示した「シャルム・エル・シェイク宣言」を採択
2020 (R2) 年	●生物多様性条約事務局が「地球規模生物多様性概況第5版」を公表 ●国際自然保護連合（IUCN）が「レッドリスト」を公表。全評価種の27%以上に当たる4万2,100種以上が絶滅の危機にあることを指摘。
2021 (R3) 年	●生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第一部開催。「ポスト2020生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」を採択
2022 (R4) 年	●生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部開催。2030年ミッションとしてのネイチャーポジティブと30by30目標をはじめとする2030年までの行動目標を定めた「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を採択
2023 (R5) 年	●G7 広島サミットの首脳コミュニケで「国家管轄外区域の海洋生物多様性（BBNJ）に関する国際文書」の迅速な発効と実施を呼びかける

¹¹ 【生物多様性条約】正式名称を「生物の多様性に関する条約」といい、1992（平成4）年にケニアのナイロビで開催された合意テキスト採択会議で採択され、1993（平成5）年12月に発効しました。日本は1993（平成5）年5月に締結しました。この条約は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としています。

¹² 【地球規模生物多様性概況第5版】生物多様性条約事務局が地球規模の生物多様性の状況を評価した報告書「地球規模生物多様性概況」の第5版です。この報告書では、国際社会が生物多様性の損失を止め、最終的にはその流れを逆転させ、気候変動を抑制するとともに適応能力を高め、同時に、食料安全保障の向上といった他の目標を達成することができる選択肢は複数存在すると指摘しています。

¹³ 【国際自然保護連合（IUCN）】1948（昭和23）年に設立された国家、政府機関、非政府機関で構成された国際的な自然保護機関です。日本は、1978（昭和53）年に環境庁（当時）が日本の政府機関として初めて加盟し、1995（平成7）年に国家会員（外務省が窓口）として加盟しました。6つのボランティアネットワークによる専門委員会を有し、保護地域を6つのカテゴリーに分類して自然保護活動を行っています。

(2) 日本の取り組み

平成30年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の考え方などをより意識した内容となっています。「第三次環境基本計画」から提唱している「環境・経済・社会の統合的向上」の具現化を目指す姿として踏襲するとともに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる“持続可能な開発目標（SDGs）”の考え方も取り入れた内容となっています。即ち環境・経済・社会の問題は相互に密接に関連しており、一見すると環境に関係のないように見える課題であっても、統合的に取り組んでいくことで改善が期待できるとし、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決する考え方を捨てています。代わりに、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決することをねらい、相互に関連し合う分野横断的な6つの重点戦略が設定されています。

【第五次環境基本計画の重点戦略】

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築



また、循環型社会¹⁴の構築に向けた取り組みとして平成30年6月に策定された、第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な7つの方向性ごとに将来像、取組、指標を設定しています。

【第四次循環型社会形成推進基本計画の構成と7つの柱】

- ① 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦ 循環分野における基盤整備



自然共生社会¹⁵の実現に向けた取り組みとして、令和5年3月に生物多様性国家戦略2023-2030が策定されました。

戦略は、次の5つの基本戦略を掲げ、その実現に向けた行動計画を示しています。

【生物多様性国家戦略2023-2030の基本戦略】

- ① 生物多様性の健全性の回復
- ② 自然を活用した社会課題の解決
- ③ ネイチャーポジティブ経済の実現
- ④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）
- ⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進



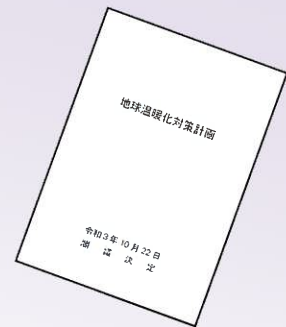
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が第 204 国会で成立したことを受け、脱炭素社会¹⁶の実現に向けて、令和 3 年 10 月に地球温暖化対策計画が策定されました。

計画では 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を目指し、2030 年に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦していくことを示しています。

また、主要な対策・施策として、自治体による促進区域の設定、住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大、2050 年に向けたイノベーション支援、2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」の創出などが示されています。

【地球温暖化対策計画の主要な対策・施策】

- ① 再エネ・省エネ
(自治体の促進区域の設定による地域に裨益する再エネ拡大、住宅建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大)
- ② 産業・運輸など
(2050 年に向けたイノベーション支援、データセンターの 30% 以上省エネに向けた研究開発・実証支援)
- ③ 基盤的施策、国際協力の推進等
(2050 年までに 100 以上の「脱炭素先行地域の創出」、優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減)



一方、気候変動影響への適応については、令和 2 年 12 月に公表された「気候変動影響評価報告書」を受け、令和 3 年 10 月に気候変動適応計画が策定されました。計画では、7 つの基本戦略とともに、①農業、林業、水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活の 7 つの分野別の施策及び基盤的施策が示されています。

【気候変動適応計画の基本戦略】

- 基本戦略 1 施策への気候変動適応の組み込み
- 基本戦略 2 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用
- 基本戦略 3 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保
- 基本戦略 4 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進
- 基本戦略 5 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進
- 基本戦略 6 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進
- 基本戦略 7 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保



◆国内の環境に関する取り組み

年	主な取り組み
2018 (H30) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●第五次環境基本計画の閣議決定 ●気候変動適応法案の公布 ●第4次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定〔予定〕 ●気候変動適応計画閣議決定
2019 (R元) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境保全法の一部を改正する法律の公布 ●食品ロスの削減の推進に関する法律の公布 ●プラスチック資源循環戦略の策定 ●海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定 ●パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定 ●自然再生基本方針変更の閣議決定
2020 (R2) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●自然環境保全基本方針変更の閣議決定 ●菅首相 2050年脱炭素社会実現を目指すことを宣言
2021 (R3) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布 ●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の公布 ●地域脱炭素ロードマップの決定 ●気候変動適応計画の閣議決定 ●地球温暖化対策計画の閣議決定 ●パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定 ●日本のNDC（国が決定する貢献）の地球温暖化対策推進本部決定
2022 (R4) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●30by30ロードマップの公表 ●特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の公布 ●脱炭素につながる新しい暮らしを創る国民運動の開始
2023 (R5) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●GX（グリーントランスフォーメーション）実現に向けた基本方針の閣議決定 ●生物多様性国家戦略2023-2030の策定

¹⁴ 【循環型社会】資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会のことです。

¹⁵ 【自然共生社会】生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、またさまざまな自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

¹⁶ 【脱炭素社会】パリ協定第4条1に規定されている「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成する」こと、すなわち世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにする社会のことです。

(3) 福岡県の取り組み

福岡県では、令和4年3月に環境に関する施策の基本的な方向性を示した計画「第五次福岡県環境総合基本計画」が策定され、この計画を基本に環境行政を総合的・計画的に推進しています。

計画は、次の7つの柱のもと、19のテーマに沿って取り組みが進められています。

【福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）の7つの柱】

- ① 経済・社会のグリーン化
- ② 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり
- ③ 脱炭素社会への移行
- ④ 循環型社会の推進
- ⑤ 自然共生社会の推進
- ⑥ 健康で快適に暮らせる生活環境の形成
- ⑦ 国際環境協力の推進



自然共生社会の実現に向けて、令和4年3月に「福岡県生物多様性地域戦略 2022-2026」を策定しました。戦略は、目指す社会（2050年に実現すること）として「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」を掲げ、4つの行動指針と12の目標を設定し、行動計画を定めています。

【福岡県生物多様性戦略 2022-2026 の行動指針】

- ① 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます
- ② 生物多様性の保全と再生を図ります
- ③ 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります
- ④ 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します



循環型社会の実現に向けて、令和3年3月に「福岡県廃棄物処理計画」を策定し、次の3つの基本方針に基づいた廃棄物行政が進められています。

【福岡県廃棄物処理計画の3つの基本方針】

- ① 資源の消費抑制
- ② 資源循環利用の推進
- ③ 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減



脱炭素社会の実現に向けて、令和4年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」が策定されました。計画では2050年度に福岡県の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すとともに、2030年度において、温室効果ガスを2013年度比の46.0%削減することを目標としています。

本計画では、温室効果ガスの排出削減や吸収源対策としての「緩和策」とともに、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避するための「適応策」に取り組むこととしています。

【福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）の主な適応策】

- 農林水産業分野
 - ・高温耐性品種開発の加速化
 - ・ICTを活用した海況予測情報の提供
- 水環境・水資源分野
 - ・水の有効利用に対する普及啓発
 - ・水質のモニタリング及び水質保全対策
- 自然生態系分野
 - ・生物多様性に関する多様な情報の効果的な発信
 - ・砂浜の回復
- 自然災害・沿岸域分野
 - ・「流域治水」の取組推進
 - ・市町村などによる「田んぼダム」の取組支援
- 健康分野
 - ・熱中症に関する普及啓発や注意喚起
 - ・新たな感染症への対策推進
- 産業・経済活動分野
 - ・企業の事業継続計画（BCP）策定に対する支援
- 県民生活・都市生活分野
 - ・災害に強い水道施設の整備促進
 - ・市町村の災害廃棄物処理計画策定支援



◆福岡県の環境に関する取り組み

年	主な取り組み
2018 (H30) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県生物多様性戦略第2期行動計画策定 ●福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）策定
2019 (R元) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県第9期分別収集促進計画策定
2020 (R2) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県環境保全実行計画策定
2021 (R3) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県廃棄物処理計画策定
2022 (R4) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）策定 ●福岡県生物多様性戦略2022-2026策定 ●福岡県食品ロス削減推進計画策定 ●福岡県ワンヘルス推進行動計画
2023 (R5) 年	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）改定（別冊 促進区域の設定に関する福岡県基準）

(4) 芦屋町の取り組み

芦屋町では、他の遠賀川流域市町村に先駆けて積極的に下水道整備事業に取り組み、平成30年に「芦屋町生活排水処理基本計画」を策定しました。下水道普及率は令和3年度現在99.9%となっています。

令和3年には、町行政のマスタープランである「第6次芦屋町総合振興計画」を策定しました。第6次芦屋町総合振興計画では、まちの将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」と設定し、環境分野の基本目標を「環境にやさしく、快適なまち」と定めて、各種取り組みを進めています。

地球温暖化に関しては、芦屋町地球温暖化対策実行計画（事務事業編 第5期）を策定し、芦屋町が行う事務・事業から発生する温室効果ガス排出量を令和12年度までに平成25年度比で46%削減する目標を掲げ、環境保全に努めています。

◆資源物集団回収



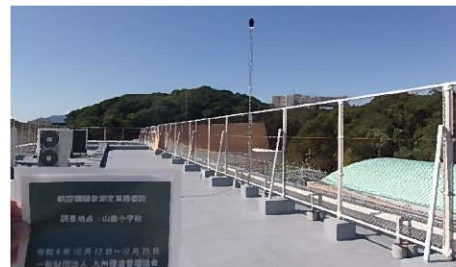
◆ダンボールコンポスト利用講座



◆町内一斉清掃



◆航空機騒音調査



◆住宅用太陽光発電システム設置費補助



◆地域公共交通活性化事業



2. 第1次計画の実績と評価

(1) 施策の実施状況と数値目標の達成状況

中間見直し前に完了した事業、対象事業や要請がなかった事業、新型コロナウイルス対策として自粛した事業等を除くと、第1次計画に示す施策で未着手のものはありませんでした。

◆第1次計画に示す施策の実施状況（平成30年度以降）

分野	環境目標	取り組みの方向性	町の主な取り組み	実施状況	
自然環境	豊かな自然環境を次世代へと継承します	森林や海岸などの自然の保全	保安林の管理	○	
			海岸保全対策の促進	○	
			里浜づくり事業の促進	○	
			海岸保全区域老朽化対策	H28 完了	
			夏井ヶ浜海岸崩落防止工事	H28 完了	
			動植物の生息・生育環境の保全	動植物の分布状況調査	○
		希少な動植物の生息・生育環境の保全	○		
		はまゆう自生地保護整備	○		
外来種対策	○				
生活環境	安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めます	大気質の保全	大気質に関する情報共有と情報提供	対象事業なし	
			エコドライブ運動の推進	○	
		水質の保全	水質に関する情報提供	○	
			遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会	○	
			公共下水道施設の維持管理・補修	○	
			浄化センターおよびポンプ場長寿命化改築更新	○	
		騒音・振動対策	航空機騒音など対策	○	
			騒音規制法および振動規制法に基づく指導	○	
		循環型社会の形成	ごみの分別化・減量化対策の推進	○	
			資源ごみ対策の推進	○	
			拠点回収の推進	○	
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理	○				
快適環境	快適な地域環境を創出します	緑とのふれあいの確保	城山公園整備	○	
			魚見公園と周辺整備	○	
			夏井ヶ浜周辺整備	○	
			中央公園の整備	H28 完了	
			緑化の推進	○	
			街路樹の維持管理	○	
			良好な水辺空間の創出	親水空間の整備	対象事業なし
		海浜公園整備	○		
		遠賀川流出ごみ対策の促進	○		
		不法係留船対策の促進	○		
		良好な都市景観の形成	花ボランティアの推進	○	
			環境保全型農業の推進	○	
			土地や建物の適切な管理	○	
		屋外広告物の規制	○		
		歴史的資源の保全・活用	町内所在文化財の保護	○	
			文化財の情報発信	○	
			鋳物師独立支援事業	○	
地球環境	地球温暖化の緩和に地域から貢献します	省エネルギーの推進	芦屋町環境保全実行計画の推進	○	
			省エネルギーに関する情報提供	○	
			道路街灯・防犯街灯のLED化	○	
			地域公共交通活性化事業	○	
		再生可能エネルギーの活用推進	公共施設への再生可能エネルギー導入促進	○	
			浄化センターにおけるバイオマスエネルギーの有効利用	○	
			太陽光発電システム設置補助	○	
環境教育・意識	環境意識を高め、協働による環境づくりを進めます	環境教育・環境学習の推進	環境教育・学習	○	
			ペットボトルキャップリサイクル事業	○	
			芦屋町出前講座	要請なし	
			環境マナーの向上	○	
		環境保全活動の推進	住民・事業者の環境保全活動の支援	○	
			ラブアース・クリーンアップの実施	○	
			町内一斉清掃の実施	○	

次に、第1次計画に示す数値目標の令和3年度時点の達成状況をみると、『豊かな自然環境を次世代へと継承していく』ための数値目標は2項目すべて達成、『安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めていく』ための数値目標は5項目中1項目が達成、『快適な地域環境を創出していく』ための数値目標は2項目すべて達成、『地球温暖化の緩和に地域から貢献していく』ための数値目標は4項目中2項目が達成、『環境意識を高め、協働による環境づくりを進めていく』ための数値目標は4項目中2項目が達成となっています。

◆『豊かな自然環境を次世代へと継承していく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
松苗の植樹本数【累計】	平成24年度	171本	26,800本 (令和5年度)	平成24～ 令和3年度累計	30,344本	113%	○
海岸護岸など整備数【累計】	平成24年度	0箇所	2箇所 (平成29年度)	平成24～ 令和3年度累計	2箇所	100%	○

◆『安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めていく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
河川・海域における水質環境基準の達成率	平成23年度	100%	100% (令和5年度)	令和3年度	100%	100%	○
下水道不良管渠修繕率(幹線)	平成24年度	33%	100% (平成30年度)	令和3年度	80%	80%	×
住民一人1日当たりのごみ排出量	平成24年度	780g	655g (令和5年度)	令和3年度	772g	6.4%	×
ごみの再生利用率	平成24年度	22%	25% (令和5年度)	平成30年度	24.9%	99.6%	×
生ごみ処理容器等購入補助数	平成24年度	142件	250件 (令和5年度)	令和3年度	80件	32.0%	×

◆『快適な地域環境を創出していく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
既存公園の改修整備の数【累計】	平成24年度	0箇所	5箇所 (令和5年度)	平成24～ 令和3年度累計	9箇所	180%	○
養成した鋳物師の数【累計】	平成24年度	0人	2人 (令和3年度)	平成24～ 令和3年度累計	2人	100%	○

◆『地球温暖化の緩和に地域から貢献していく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
町全体の二酸化炭素総排出量	平成2年度	70,397 t-CO ₂	17%削減 (令和2年度)	平成26年度	74,284 t-CO ₂	5.5%増	×
公共施設から発生する二酸化炭素総排出量	平成26年度	3,962 t-CO ₂	7.5%削減 (令和2年度)	令和3年度	2,194 t-CO ₂	44.7%減	○
公共施設の再生可能エネルギー設備導入件数	平成24年度	0件	3件 (令和5年度)	令和3年度	3件	100%	○
芦屋町タウンバスの利用者数	平成24年度	95,740人	95,000人 (令和5年度)	令和3年度	76,115人	80.1%	×

◆『環境意識を高め、協働による環境づくりを進めていく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
環境に関する出前講座実施数	平成24年度	1回	4回 (令和5年度)	令和3年度	0回	0%	×
リサイクル事業に伴うペットボトルキャップの収集量	平成24年度	0kg	610kg (令和5年度)	令和3年度	614kg	100.7%	○
清掃ボランティア団体数	平成24年度	11団体	30団体 (令和5年度)	令和3年度	40団体	133.3%	○
ラブアース・クリーンアップ、町内一斉清掃参加者数	平成24年度	4,007人	2,750人 (令和5年度)	令和3年度	—	—	—

(2) 身近な環境に対する住民の評価

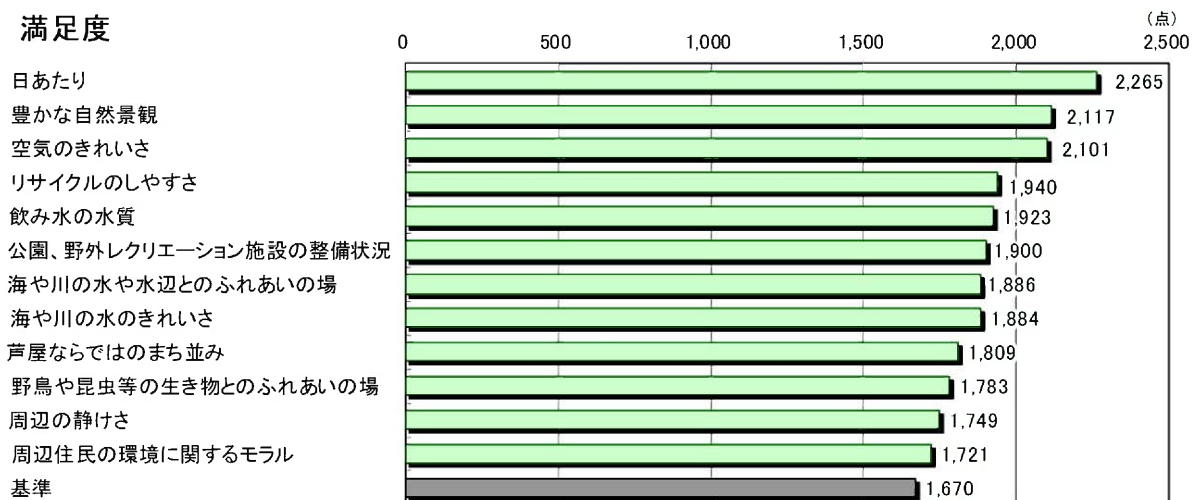
令和5年度に実施した住民アンケート調査における身近な環境の重要度と満足度についての結果を点数化し、それぞれについて絶対評価と相対評価を行いました。

絶対評価

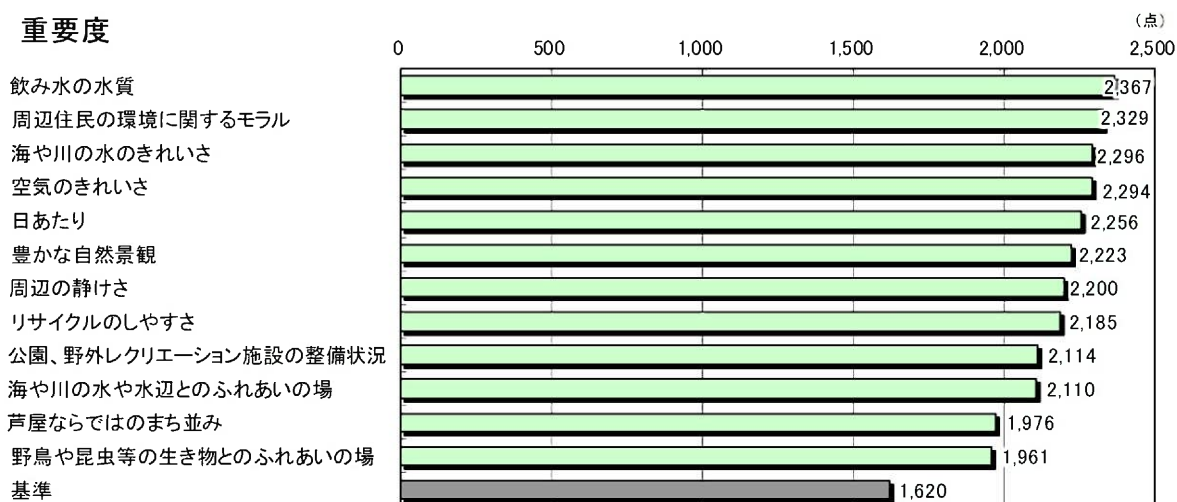
満足度と重要度について、4段階のアンケートの回答区分に応じた評価点数を算出しました。また、回答の割合が4段階で均等だった場合を「基準」として評価点数を算出しました。

満足度は全ての項目において基準よりも点数が高く、住民は身近な環境に満足感を抱いていることが分かりました。また、重要度も全ての項目において基準よりも点数が高く、身近な環境を重要視している住民が多いことが分かりました。

満足度



重要度



評価点数の算出方法

4段階の評価にそれぞれの点数を与え、評価点数（満足度、または重要度）を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{「かなり満足 (重要)」の回答者数} \times 4 \text{点} \\ + \\ \text{「やや満足 (重要)」の回答者数} \times 3 \text{点} \\ + \\ \text{「やや不満 (あまり重要ではない)」の回答者数} \times 2 \text{点} \\ + \\ \text{「かなり不満 (重要ではない)」の回答者数} \times 1 \text{点} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{「かなり満足 (重要)」} \\ \text{「やや満足 (重要)」} \\ \text{「やや不満 (あまり重要ではない)」} \\ \text{「かなり不満 (重要ではない)」} \\ \text{の回答者数} \end{array} \right)}$$

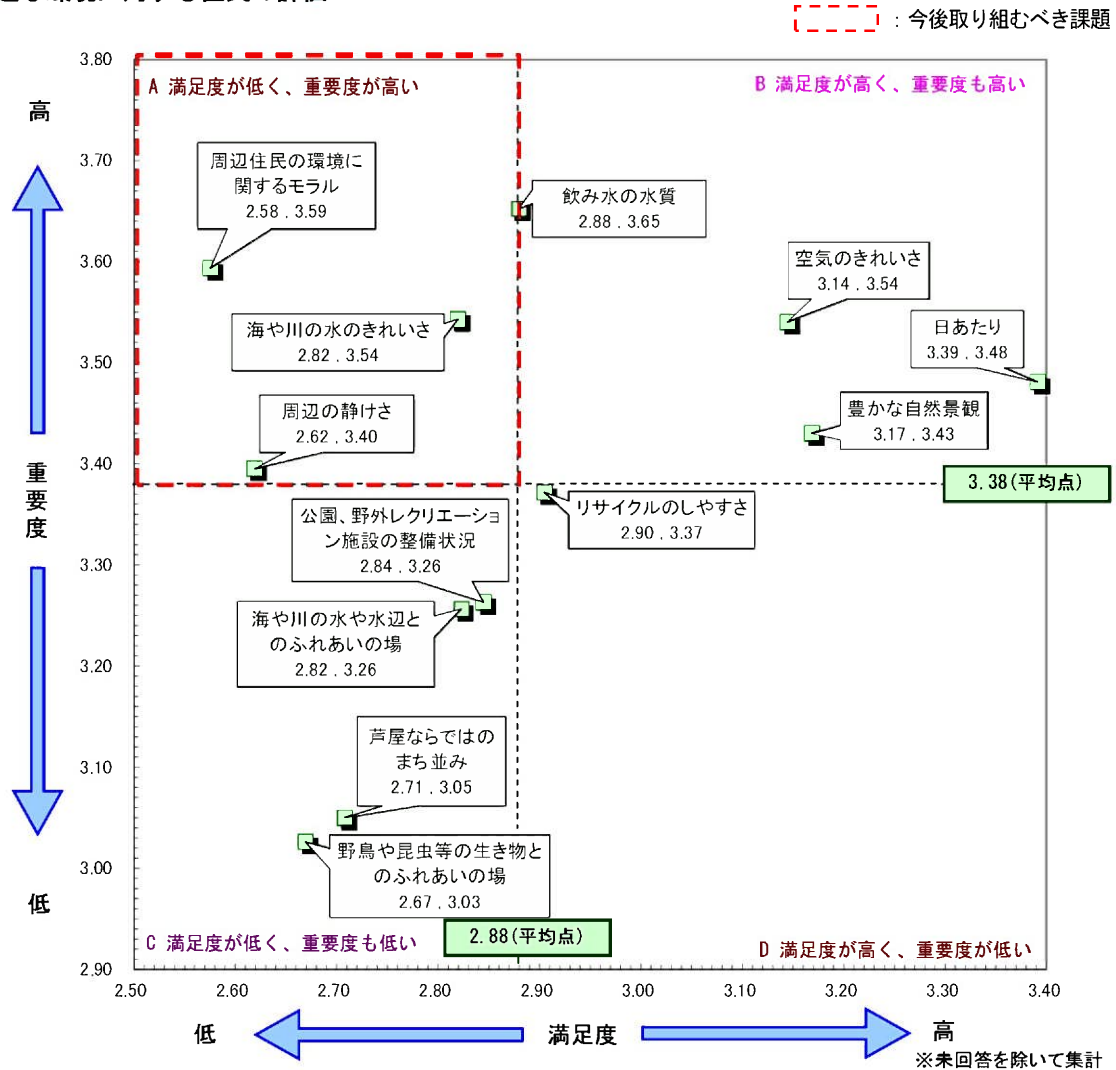
この算出方法により、評価点数（満足度、または重要度）は1点から4点の間に分布し、4点に近くなるほど評価は高くなり、逆に1点に近くなるほど評価が低くなる。

相対評価

満足度、重要度ともに高いものは「空気のきれいさ」、「日あたり」、「豊かな自然景観」となっています。

満足度が低く、重要度が高いものは「飲み水の水質」、「周辺住民の環境に関するモラル」、「海や川の水のきれいさ」、「周辺の静けさ」で、今後取り組みを強化すべき課題といえます。

◆身近な環境に対する住民の評価



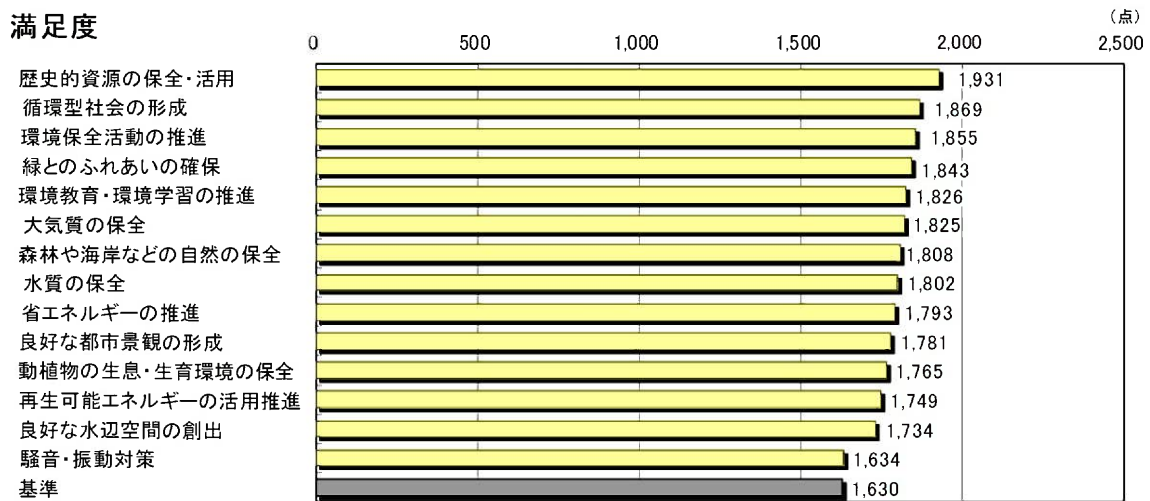
※項目名の後の数値は満足度、重要度の順に点数を示している。

(3) 環境関連施策に対する住民の評価

令和5年度に実施した住民アンケート調査における環境関連施策の重要度と満足度についての結果を点数化し、それぞれについて絶対評価と相対評価を行いました（算定方法は、身近な環境に対する住民の評価と同じ）。

絶対評価

満足度は全ての項目において基準よりも評価点が高く、住民は環境施策に満足感を抱いていることが分かりました。また、重要度も全ての項目において基準よりも評価点が高く、環境施策を重要視している住民が多いことが分かりました。

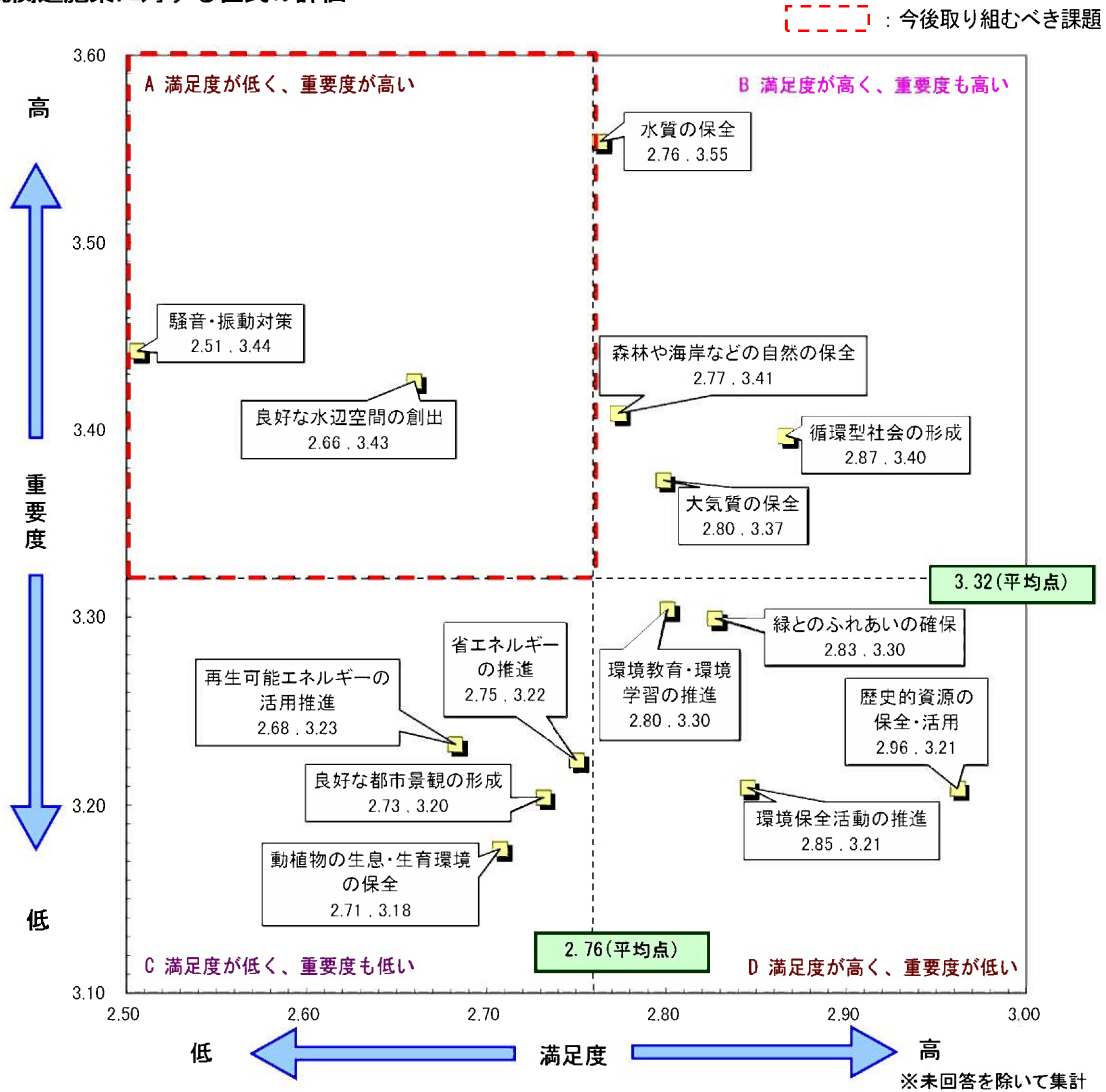


相対評価

満足度、重要度ともに高いものは「水質の保全」、「森林や海岸などの自然の保全」、「大気質の保全」、「循環型社会の形成」となっています。

満足度が低く、重要度が高いものは「騒音・振動対策」、「良好な水辺空間の創出」で、今後取り組みを強化すべき課題といえます。

◆環境関連施策に対する住民の評価



※項目名の後の数値は満足度、重要度の順に点数を示している。